

文書による



# 事前教示のご案内

名古屋税関 業務部

## 事前教示とは？

貨物を輸入する際、輸入申告に併せて、税関に関税の納税申告をする必要があります

事前教示とは、この納税申告に必要な、関税率表上の所属区分及び関税率（関税分類・原産地）、課税価格の計算方法（関税評価）等について、事前に税関に照会し、確認を受けておく制度です

原産国は？



材料はアメリカ製



ミャンマーで製造

一般特惠税率は使えるの？ (注)

税表番号(税番)、税率は？



何番に分類されるの？



課税価格は？



原材料



製品

無償で提供

いくらで申告すればいいの？

( 写真及びイラストはイメージです。 )

**注** 一般特惠税率の他、協定税率、E P A (Economic Partnership Agreement: 経済連携協定) 税率は、特定の国(地域)から輸入される貨物について、一定の条件のもとで適用される税率です。特に、一般特惠税率、E P A 税率を適用するためには、輸出国(地域)において原産地証明書を取得しておく必要があります。

## 事前教示にはこんなメリットが！



事前教示には、文書で照会し文書で回答を受ける方法<sup>(注1)</sup>と口頭で照会し口頭で回答を受ける方法がありますが、**文書で回答を受けていれば、輸入の際、次のようなメリットがあります**

- ・ 文書での回答内容は、**3年の間、日本全国の税関で尊重されます**
- ・ 事前に税率がわかり、原価計算等に役立ちます
- ・ 原産地の誤り等によるトラブルを回避できます
- ・ ライセンスの取得等、必要な手続きを知ることができます
- ・ 税関での審査時間が短縮され**迅速に通関されます**

### 関税法基本通達7-17(納税申告等に係る事前教示) - 要旨 -

法第7条第3項(申告)の規定による教示は、原則として、文書により照会を受け、文書で回答することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとするが、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。

(1) 文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭による回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。

(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭による回答は、意見の申出を行うことができないこと。

## 手続きはどうすれば・・・？

「事前教示に関する照会書」<sup>(注2)</sup>に必要事項を記載し、以下の資料等と併せて、“問い合わせ先”の担当部門に提出してください。

関税分類 貨物のサンプル、写真、原材料・加工工程のわかるもの等  
原産地 加工工程、原材料の調達国(地域)のわかるもの等  
関税評価 取引に関する契約書、仕入書等

記載方法や必要な資料等のアドバイスをしておりますので、担当部門までお気軽にご相談ください



### (問い合わせ先)

名古屋税関 業務部

〒455-8535 名古屋市港区入船2-3-12

関税分類 関税鑑査官 052-654-4139

原産地 原産地調査官 052-654-4205

関税評価 関税評価官 052-654-4158

その他税関手続き等 税関相談官 052-654-4100

**注1** 回答書の内容は原則公開ですが、照会者の申し出により180日を超えない期間に限り非公開とすることができません。なお、非公開期間経過後も、情報公開法に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分は公開されません。

**注2** 「事前教示に関する照会書」には、関税分類照会用(税関様式C第1000号)、原産地照会用(税関様式C第1000号-2)、関税評価照会用(税関様式C第1000号-6)があります。それぞれ税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp>)から入手することができます。